

事 務 連 絡
令和2年4月6日

各 位

木津川市健康福祉部社会福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての障がい児通所支援の利用の取扱いについて【更新】

市内の小中学校等が臨時休業となったことにより、下記のとおり変更いたします。

記

令和2年3月4日付け事務連絡の文章中、「2 障がい児通所支援の支給日数について」の「ただし、就労を保障する観点から支給日数を超えて利用が必要な場合は、学校の臨時休業を実施する月（原則として令和2年3月に限る。）」

変更前

実施する月（原則として令和2年3月に限る。）

変更後

実施する日